



# NISA制度 海外で勤務する公務員の扱い

- ◆ NISAは日本の居住者を対象とした制度であり、非居住者は原則制度の対象外ですが、海外勤務となる外交官等の公務員は、所得税法上の「居住者等」に該当するため、NISA口座を開設・利用することができることとなっています。

参考:所得税法の抜粋

(居住者及び非居住者の区分)

第三条 国家公務員又は地方公務員(これらのうち日本の国籍を有しない者その他政令で定める者を除く。)は、国内に住所を有しない期間についても国内に住所を有するものとみなして、この法律(第十条(障害者等の少額預金の利子所得等の非課税)、第十五条(納税地)及び第十六条(納税地の特例)を除く。)の規定を適用する。

2 (略)

- ◆ 実際の金融機関の対応状況は様々で、公務員であることを予め確認したうえで海外において自由に開設・利用できるようにしている金融機関もあれば、売買を制限していたり、未対応の金融機関もあります。詳細は金融機関にお問い合わせください。
- なお、公務員以外で出国する場合は、転任の命令等のやむを得ない事由により一時的に出国する場合であれば、出国時に出国届出書を提出し、帰国時に帰国届出書を提出することで、一定期間(最長5年間)、非課税の適用(出国により非居住者となっている間は新たな買付はできません)を受けられる制度がありますが、金融機関の対応状況は様々ですので、実際に対応可能かは金融機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先:金融庁総合政策局総合政策課 03-3506-6000(内線:3826)

(2026年1月掲載)